

特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

# 子育て支援政策の国際比較：日本とヨーロッパ

福田亘孝

近年、ヨーロッパ諸国や日本では少子化への対応として子育て支援政策が様々に展開されている。こうした政策は「子育てと仕事」の両立支援策と子どものいる家族に対する経済的支援策の二つに分けることができる。本稿では両立支援政策と経済的支援政策についてEU諸国と日本の比較を行った。

本稿の分析結果によれば、子育て支援政策に基づくとEU諸国と日本は大きく四つの類型に分けられる。すなわち、スウェーデンやノルウェーなどから構成されるScandinavian型、イタリアやスペインなどから構成されるSouthern Europe型、イギリスとアイルランドから構成されるAnglo-Irish型、ドイツやフランスなどから構成されるFranco-German型、の四つのタイプに分けられる。さらに、本稿の分析では日本の子育て支援策は南ヨーロッパ諸国に近い型であることが明らかになった。

## I. はじめに

日本型モデルを論じることは社会科学においてこれまで様々なに行われてきている。「恥の文化」や「集団主義」といった人間の行動様式や社会関係から「日本の経営」や「日本型コーポレート・ガバナンス」といった組織や制度に至るまで数多くの対象について日本に固有な特徴が指摘されている。このような「日本文化論」あるいは「日本社会論」に共通して見られるのは、産業化、西欧化といった社会変動を経た後の日本社会に、欧米の社会とは異なる特質が存在するのかという点である（青木 1990）。換言するならば、これらに共有されているモチーフは国際比較の視点から見て、日本の社会システムに独自性や特異性が存在するのか？ということである。

同様のことは日本の社会政策や家族政策にも当てはまる。実際、日本の政策に見られる独自性は、これまで様々なに指摘されている。例えば、日本の政策プログラムでは欧米の先進国と比べて、家族や世帯による高齢者や子どものケアが強調される傾向があり、この特徴は「儒教型」や「東アジア型」と形容されている（Goodman and Peng 1996; Jones 1993）。当然のことながら、個々の国の政策は文化的伝統や社会規範の影響を受けつつ形成される（Deven and Moss 2002; Hantrais 1997）。このため社会政策や家族政策には、その社会における「自然」な、あるいは「望ましい」夫婦や親子のあり方が暗黙のうちに反映される（Goodman 2002）。これに加え、政策の成立過程では社会集団間の利害が調整され、社会的コンセンサスが形成される必要がある（Esping-Andersen 1996）。しかし、社会集団の存在様式は歴史的、制度的な条件によって異なるので、コンセンサス形

成を経て成立した政策プログラムも国によって異なったものになる（Alber and Standing 2000; Hill 1996）。こうした点をふまえるならば、欧米諸国と文化的、社会的コンテクストが異なる日本では政策も異なった特質を持つと考えられる。

しかし、先進諸国間の政策にどの程度の異質性が存在するのかについては議論の余地がある（Gauthier 2002）。実際、ヨーロッパ諸国に限定するならば、社会政策の収斂化が進んでいることが指摘されている（Greve 1996）。すなわち、社会経済的に見ると、先進諸国では脱工業化や第三次産業の拡大などによって家庭外で就業する女性の割合が高く、どの国でも「仕事と家庭の両立」が共通の政策課題になっている。他方、人口学的に見ると、少子化、高齢化の進行はほぼすべての先進諸国に共通して見られ、各国とも少子高齢化社会への政策対応に迫られている。こうした社会経済的、人口学的特徴の共通化は類似した政策ニーズを生み出し、結果的に先進諸国間の政策の同質化を進めることになる（ウィレンスキー 1984; Vaisanen 1992）。さらに、急速なグローバリゼーションの進展によって国家間の財、サービス、情報、人などの移動の増大とボーダーレス化が進み、先進諸国は世界市場において相互依存性を強めている（Held, McGrew, Goldblatt and Perraton 1999）。こうした開放性や依存性の増大は個々の政府の政策的裁量範囲を狭め、政策の独自性を低下させる（Esping-Andersen 1996）。従って、こうした要素が強く作用するならば、日本と他の先進諸国の政策は次第に収斂し、「日本型」と呼べるほどの顕著な独自性はもはや存在しなくなる。

本稿では日本とEU（欧州連合）諸国の子育て支援政策に注目し、両者の比較を行う。一般的に言って、出生を促進させる手段には大きく2つのカテゴリーに分けられる（Hecht and Leridon 1993）。一つは「子育てと仕事」の両立を可能にする社会環境を整備するものであり、近年、EU諸国では「Reconciliation between work and family life (responsibilities)」というスローガンの下で、こうした社会環境の整備が積極的に勧められている。このカテゴリーには出産休暇制度、親休暇（育児休暇）制度、保育サービスの充実といった両立支援策が含まれる。もう一つは、子どものいる家族に経済的支援を行うものであり、所得税における保育費用控除、児童手当、家族手当などがこのカテゴリーに含まれる。そして、家族政策を、家族を政策ターゲットとし、家族の社会経済的資源に作用し、家族の状態や役割関係に影響を与えることを目的とした政策（Hantrais 1999）と広義に定義するならば、これらの一連の子育て支援政策も家族政策の一部と見なすことができる。

歴史的にみると、これらの政策は出生促進を目的として発展してきたのではない（Wennemo 1994）。例えば、家族手当はファミリー・サイクルの変化によって不足する賃金を家族に対して補助するのが当初の目的であり、子どもの成長に伴って増大した生活費と賃金のギャップを埋めるものであった。そして、当初は割増賃金という形で、第一次大戦後にスタートした（横山 1978）。同じように、出産休暇や育児休暇は労働者保護やGender Equityの促進、さらには女性労働力の有効利用などを目的とした労働・雇用政策として始まったものである。（Hantrais 1996）。しかし、近年の少子化の進展に伴って、

これらの政策は家族による子育てを支援し、出生を促進させるための政策としての色彩が次第に強くなっている。すなわち、児童手当や家族手当といった経済的支援策は子どもを育てるのに直接必要となる費用を補助し、親の経済的負担を軽減することで、出生率を上昇させる効果が期待されている。また、育児休暇や保育サービスの充実といった両立支援策は母親に集中している「仕事と家庭」の負担の削減することで育児と就業の両立をより容易にし、加えて、出産・育児による所得の損失を補償し出産・育児の機会費用を低下させることで人々の出生意欲を上昇させ、結果として、出生率を増大させる効果が期待されている(Hantrais and Letablier 1996)。

以下においては、まず最初に「子育てと仕事」の両立支援策について、(1)出産休暇、(2)親休暇(育児休暇)、(3)育児サービスについて検討する。次に、子育てのための経済的支援策について、児童手当とモデル家族分析を中心に国際比較を行う。そして、最後に多変量解析を用いて、日本とEU諸国の子育て支援策の包括的な分析を行い政策パターンの差異について論じる。

## II. 「子育てと仕事」の両立支援

「Reconciliation between work and family life (responsibilities)」というフレーズで表現されているように「家庭と仕事」の両立が可能な社会を構築することはEU全体の政策目標として、近年推進されている。しかし、実際に実施されている子育てと仕事の両立支援政策は国ごとにかなり異なっている。本節ではEU諸国と日本の両立支援策について比較を行う。

### 1. 出産休暇

欧州理事会は1992年に出産休暇についての指令(Directive 92/85/EEC)を採択し、EU加盟国は最低14週間の出産休暇を法律的に保障することが要請されている。これに基づいて、EU各國は国内の出産休暇制度の整備を行っている。出産による就業の中止は、当然のことながら、所得の損失を女性就業者にもたらす。従って、子育てに対する支援水準という観点から国際比較を行う場合には、各国の出産休暇期間の長さのみならず休暇中の賃金補償の水準にも注目する必要がある。表1では2001年前後のEU諸国(ノルウェーを含む)と日本の出産休暇制度<sup>1)</sup>を最長休暇期間と賃金補償の2つの側面から比較している。

まず、休暇期間を見てみると、最も長いのがアイルランドの26週で、次いでイタリアの5ヶ月、ポルトガルの120日の順となっている。反対に休暇期間が最も短いのがドイツの14週であり、次いで短いのがベルギーの15週である。EU諸国の中のメジアンは17週でありギリシャがこれに該当する。フランスでは出産休暇が第一子と第二子の出産では16週間であるが、第三子以上の出産ではアイルランドと同じ26週間であり、出生順位の高

1) Statutory Provisionによる休暇のみであり、Collective Agreementに基づくものは含まない。

い出産を優遇している。また、近年、ノルディック諸国では出産休暇と育児休暇を別々ではなく、一体化して制定するようになっている。そして、出産・育児休暇のうちデンマークでは18週間（産前4週+産後14週）、スウェーデンでは8週、ノルウェーでは9週間（産前3週+産後6週）を出産休暇として、母親に優先的に割り当てるようになっている（Rostgaard 2002）。日本の休暇期間は14週でEU諸国の中で最も短いドイツと同じであり、最も休暇の長いアイルランドの54%にすぎない。

次に、出産休暇中の賃金補償の水準を見てみると、最も水準の高いのがオーストリア、オランダ、ギリシャ、ドイツ、ポルトガル、スペイン、フランス、ルクセンブルグの8カ国で休暇中も就業中と同一の賃金が支給されている。次いで高いのがイタリアの80%である。ベルギーでは最初の1ヶ月が賃金の82%，残りの期間は75%が補償され、賃金補償期間でウエイトした加重平均では約76.7%が休暇中に補償される。反対に補償水準の低いのがイギリスとアイルランドである。イギリスでは休暇期間の最初の6週は賃金の90%が支給されるが、残りの期間は週60.20ポンドの定額支給になり、これは製造業に従事する女性の一週間の平均賃金の約19%にすぎない。アイルランドでは最初の18週は賃金の70%が支給されるが、残りの期間は賃金が補償されなくなる。賃金補償期間でウエイトし、これら2つの国の休暇期間中の平均賃金補償率を計算すると、イギリスは42.5%，アイルランドは48.5%になる。そして、これらの国に次いで低いのが日本で休暇中には賃金の60%しか支給されず、ヨーロッパ諸国と比べると賃金補償の水準は低くなっている。

表1 EUと日本の出産休暇

	休暇期間	賃金補償
オーストリア ベルギー	16週 15週	100% 82%（最初の1ヶ月） 75%（残りの期間）
デンマーク	親休暇と一体化	失業手当と同額（週3,016クローネを上限）
フィンランド	105日（日曜は除く）	所得水準により43%から82%， 平均的には66%
フランス	16週（第1子・第2子） 26週（第3子以後）	100%
ドイツ	14週	100%
ギリシャ	17週	100%
アイルランド	26週	70%（最初の18週） 0%（残りの期間）
イタリア	5ヶ月	80%
ルクセンブルグ	16週	100%
オランダ	16週	100%
ノルウェー	親休暇と一体化	
ポルトガル	120日	100%
スペイン	16週	100%
スウェーデン	親休暇と一体化	
イギリス	18週	90%（最初の6週） 週60.20ポンド（残りの期間）
日本	14週	60%

（資料）

Moss, P. & Deven, F.(eds.) (1999) Parental Leave: Progress or Pitfall?. European Commission. (2002) MISSOC 2002.  
労働省女性局（1999）『改正男女雇用機会均等法のあらまし』.

## 2. 親休暇（育児休暇）

1992年にEUの閣僚理事会で採択された「Recommendation on Childcare (92/241/EEC)」では、女性の就業パターンの変化によって顕著になってきた仕事役割と家庭役割

の対立を緩和するために、EU各国の政府に対してチャイルド・ケア・サービスの充実と併に子どもの世話のための特別休暇（Special Leave）制度を確立することを要請している。親休暇（Parental Leave）制度はこうした子どもの世話のための休暇の一つである。この制度の目的は就業者に子育てのための休暇を取得する権利を保障することで、育児と仕事の柔軟なコンビネーションを可能にさせることである。この結果、女性側には育児と仕事の両立を容易にし就業機会を拡大させ、男性側には積極的な育児参加を促し、子育て責任の父親と母親の間でのより均等な分担をもたらす。こうして、親休暇制度の導入は家庭と労働市場の両方において Gender Equity を促進することが期待されている（Hantrais 1996 1999）。

1996年に欧州理事会で採択された指令（EU Directive 96/34/EC）では、出産休暇後に子どもの世話をするために被雇用者に与えられる休暇という「ILO Recommendation No. 165」の親休暇の定義<sup>2)</sup>に基づき、EU各国に最低3ヶ月の親休暇（Parental Leave）制度を法律的に保障することが要請されている。しかし、実際に各国で実施されている親休暇制度には、休暇期間の長さや休暇期間中の現金給付においてかなりのバリエーションがある。

表2は2001年前後のEU諸国（ノルウェーを含む）と日本の親休暇（育児休暇）を比較したものである<sup>3)</sup>。まず、休暇の最長期間を見てみると、フランス、ドイツ、スペインが3年間で最も休暇期間が長く、次いでオーストリアの24ヶ月、スウェーデンの490日の順になっている。反対に、最も短いのがベルギー、フィンランド、オランダ、ポルトガル、イギリスの6ヶ月であり、次いで、アイルランド、ギリシャの順になっている。しかし、ベルギーでは親休暇に加え一年間までの「タイム・クレジット」制度があり、これを育児のために使うことができる。また、親休暇以外に子育てのためのチャイルド・ケア休暇がフィンランドでは子どもが3歳になるまで、ポルトガルでは2年間認められている。従って、こうした休暇までを含めて親休暇を広義に考えるならば、ベルギー、フィンランド、ポルトガルの休暇の期間はかなりの長さになり、EU諸国において実質的に休暇期間の短いのはオランダ、イギリス、アイルランド、ギリシャの順になる。

次に、親休暇中の現金給付を見てみると、EU諸国はおおむね4つのタイプに分けられる。まず第一番目は休暇中に現金給付が全くないタイプであり、これにはスペイン、ギリシャ、ポルトガルの南ヨーロッパ諸国とイギリス、オランダ、アイルランドが該当する。二番目は定額の現金給付をおこなうタイプであり、これにはオーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、ルクセンブルグが該当する。例えば、オーストリアでは月額5,643シリング（フルタイム休暇の場合）が支給され、ドイツでは所得審査を条件として休暇の最初の2年間は月額600マルクが支給される。また、フランスでは第一子には給付がないが、第二子からは月額3,131フラン（フルタイム休暇の場合）が支給される。第三番目のタイプは休暇取得者の賃金の一定割合を補償するものである。フィンランドでは

2) 親休暇の定義については、ILO (1997) を参照。

3) Statutory Provisionによる親休暇のみであり、Collective Agreementに基づくものは含まない。

表2 EUと日本の親休暇（育児休暇）

	休暇期間	現金給付	パートタイム形態での休暇
オーストリア ベルギー	24ヶ月 6ヶ月。これ以外に1年間のタイム・クレジット制度がある。	月額5,643シリング 月額20,808ベルギー・フラン。 タイム・クレジット中は月額515.82ユーロ。	なし あり
デンマーク	52週	失業手当の60%（週1,960クローネを上限）	あり
フィンランド	26週。これ以外にチャイルド・ケア休暇があり子どもが3歳になるまで休める。	出産休暇と同じ。チャイルド・ケア休暇中は月額1,500マルッカ。	あり
フランス ドイツ	3年 3年	月額3131フラン（第二子から） 月額600ドイツマルク（所得審査を条件として2年間のみ）	あり あり
ギリシャ アイルランド	7ヶ月 28週	無し 無し	あり あり
イタリア ルクセンブルグ	10ヶ月 12ヶ月	賃金の30% 月額64,992フラン	なし あり
オランダ ノルウェー	6ヶ月 52週、あるいは42週	無し 賃金の80%を52週間、あるいは賃金の100%を42週間。	あり あり
ポルトガル	6ヶ月。これ以外にチャイルド・ケア休暇が2年。	無し	あり
スペイン スウェーデン	3年 480日	無し 賃金の80%を390日と日額60クローネを90日	あり あり
イギリス	26週。ただし一人の親が1年間に取得のできるのは4週間まで。	無し	あり
日本	1年	賃金の40%から80%まで	あり

(資料)

Moss, P., &amp; Deven, F. (eds.) (1999) Parental Leave: Progress or Pitfall?

OECD. (2001) Starting Strong.

Bradshaw, J. &amp; Finch, N. (2002) A Comparison of Child Benefit Packages in 22 Countries.

労働省 (2000) 育児・介護休業法のあらまし。

所得水準によって賃金の43%から82%が補償され、平均的な補償水準は賃金のほぼ66%になる。また、イタリアでは賃金の30%が休暇期間中に支給され、ノルウェーでは賃金の80%を52週間支給、あるいは100%を42週間支給の二つ選択肢から一つを選ぶことができる。第四番目のタイプとして、定額支給と比率支給を組み合わせて休暇中に給付する国がある。スウェーデンはこのタイプに該当し、親の賃金の80%が390日間補償され、残りの90日は一日60クローネが定額支給される。こうした各国の給付額の製造業の平均賃金に対する割合を計算<sup>4)</sup>すると、ヨーロッパ諸国の給付水準のメジアンはほぼ20%になる。そして、最も水準の高いのがノルウェーで、次いでスウェーデン（約78%）、ルクセンブルグ（約55

4) 給付額が休暇期間中に変化する場合は、給付期間でウェイトして計算している。さらに、ベルギーのタイム・クレジット制度、ポルトガルとフィンランドのチャイルド・ケア休暇を含めて計算している。

%) の順になっている。他方、給付が行われない一番目のタイプの国を除くと、給付水準が低いのはドイツ（約11%）、オーストリア（約22%）の順になっている。

日本の休暇期間は1年でデンマークやノルウェーと等しく、また、ヨーロッパ諸国の休暇期間のメジアン（56週）とほぼ同じである。しかし、既に述べたように、デンマークやノルウェーでは出産休暇と親休暇とが一体化して制度化されているので、表2の期間は2つの休暇の合計期間である。従って、出産休暇と親休暇が区別されている日本は、親休暇の期間がこれらの国より長いことになる。日本の現金給付は、休暇期間中は雇用保険によって育児休業給付金が支給されるシステムであり、上述した第三番目のタイプになる。この制度では、休暇期間中に賃金が支払われない場合は賃金の40%，事業主から休暇中に賃金が支払われる場合は最高80%までが補償される。しかし、平成11年度の女性雇用管理基本調査（労働省 1999b）によれば、育児休暇中になんらかの形で現金給付を行っている事業所は全体の11.4%にすぎず、大部分が休暇中に現金を支給していない。この点を考慮すると、日本の休暇中の実際の賃金補償の水準は賃金のほぼ40%と言える。

また、育児と仕事の両立において重要な要素の一つである休暇形態のFlexibilityに注目してみると、就業時間の短縮などのパート・タイム形態での親休暇の取得を認めている国が多く、休暇中の就業を原則的に認めないフル・タイム形態のみの親休暇制度を持つ国はオーストリアとイタリアだけになっている。日本の育児休業制度でも勤務時間の短縮やフレックス・タイム制が認められており、パート・タイム形態での子育てと就業の両立が制度上は可能になっている。さらに、パート・タイムで親休暇を取得する場合、休暇期間と現金給付に関してフル・タイムとの間に違いを設けている国も多い。例えば、フランスでは、親が労働時間を50%以下に短縮しパート・タイムの休暇を取得する場合には、現金支給が月額2,071フラン、親が50-80%に短縮する場合には月額1,566フランになり、フル・タイム休暇の場合より低額になる。また、ベルギーやポルトガルでは、パート・タイムで休暇を取った場合、休暇期間がフル・タイムの場合の2倍の長さになる。

最後に、EU諸国では父親の育児参加を促進し、父親と母親との間で子育て責任のより均等な分担を達成するために父親休暇（Paternity Leave）を制度化する国が多くなっている。この休暇はノルウェー（2週）、スウェーデン（2週）、デンマーク（2週）、フィンランド（2週）といったノルディック諸国に加え、オーストリア（2日）、ベルギー（3日）、フランス（2週）、ルクセンブルグ（2日）、ギリシャ（2日）、ポルトガル（5日）といった西ヨーロッパや南ヨーロッパの国でも見られるようになっている。さらに、父親に親休暇の一定期間の取得を義務づける「パパ・クオータ（father's quota）」をノルウェー（4週）やスウェーデン（8週）では設け、育児責任の平等化を一層すすめるようになっている（Deven and Moss 2002; Rostgaard 2002）。

### 3. 育児サービス

子育てと就業の両立を支援する手段には、親休暇制度のように親の家庭での子どものケアを容易にするものと保育所や幼稚園などの育児サービスの充実によるものがある。後者

の育児サービスの充実策は初等教育就学前の子どものケアの一部を家族以外のエージェントに委託し、いわば子育てを「外部化」することによって、親の子育ての負担を軽減し育児と仕事の両立を可能にすることを目的にしている。

表3ではEU諸国と日本の初等教育就学前の子どもの育児サービスの水準を比較している。ここでは、0-2歳児のうち育児サービス<sup>5)</sup>を利用している子どもの割合と3-5歳児のうち育児サービスを利用している子どもの割合を示している。まず、0-2歳の子どもを見てみると、最も割合の高いのはデンマークで6割以上の子どもが育児サービスを利用している。次いで、スウェーデン(48%)、ノルウェー(40%)の順での割合が高く、ノルディック諸国が上位を占めている。反対に割合が最も低いのがギリシャ(3%)であり、次いでオーストリア(4%)、スペイン(5%)、イタリア(6%)、オランダ(6%)の順になっており、地中海諸国で利用者率が低くなる傾向がある。日本の利用者の割合は約13%でポルトガルとほぼ同じ水準にあり、ヨーロッパ諸国の平均利用者率の23.4%と比べてかなり低くなっている。次に、3-5歳の子どもを見てみると、フランス、オランダ、ベルギーの割合が最も高く、ほぼ100%の子どもが育児施設を利用している。次いで、イタリア(95%)、デンマーク(91%)で割合が高くなっている。反対にヨーロッパ諸国の中で最も低いのはギリシャ(46%)であり、次いでアイルランド(56%)の割合が少なくなっている。日本の利用者率は約34%で、全体の中でも最も低く、ヨーロッパ諸国の平均78.2%からも著しく離れている。

興味深いのは0-2歳の利用者割合と3-5歳の割合の変動係数に大きな差がある点である。すなわち、前者の変動係数が80.9であるのに対して後者は25.7であり、前者の約30%にすぎない。従って、3-5歳の子どもの育児サービスの充実度については国家間に差があまりないのでに対して、0-2歳の低年齢児の育児サービスの充実度には国ごとに大きなばらつきが存在している。こうした子どもの年齢による違いは、三歳未満の子どもの世話を家庭で行うか、あるいは、家庭外のエージェントに委託するかという「子どものケアの望ましい担い手」に関する考え方方が国によってかなり違っていることを示唆している。

表3 育児サービスを利用している子どもの割合 (%)

	0-2歳	3-5歳
オーストリア	4	68
ベルギー	30	97
デンマーク	64	91
フィンランド	22	66
フランス	30	97
ドイツ	10	78
ギリシャ	3	46
アイルランド	38	56
イタリア	6	95
オランダ	6	98
ノルウェー	40	80
ポルトガル	12	75
スペイン	5	84
スウェーデン	48	80
イギリス	34	60
日本	13	34

(資料)  
OECD (2001) Employment Outlook.

5) ここで対象としている育児サービスは保育園、プレイスクールなどを含み、主として公的な認可を受けた育児施設である。詳しくはOECE(2001)を参照。

### III. 子育てに対する経済的支援

前節では「子育てと仕事」の両立支援の国際比較を行ったが、本節ではEU諸国と日本の経済的支援策について国際比較を行う。まず最初に各国の児童手当について比較し、次にモデル家族を使った分析を行う。

#### 1. 児童手当

表4は2001年前後のEU諸国と日本における児童手当を比較したものである。まず支給年齢を見てみると、子どもが18歳になるまで児童手当を支給する国が圧倒的に多く、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イタリア、ギリシャ、スペイン、ルクセンブルグ、ノルウェーで年齢の上限が18歳までになっている。ポルトガル、スウェーデン、アイルランド、イギリス、オランダでは支給年齢が16歳までであり、若干早い段階で給付が終了する。反対に、フランスでは20歳になるまで児童手当が給付されており、他の国より給付期間が若干長くなっている。また、多くの国において、子どもが教育機関に在籍している場合には通常の場合よりも手当の支給期間が数年間延長されるようになっている。例えば、ベルギーでは子どもが高等教育機関に在籍している場合、25歳になるまで児童手当が給付される。こうしたヨーロッパ諸国と比べると日本の給付年限は著しく短く、子どもが6歳になるまでしか児童手当が給付されない。

次に、給付金額について見てみると大きく5つのタイプに分けられる。まず一つ目は子どもの年齢によって支給額が変動するタイプであり、デンマークとノルウェーで見られる。例えば、デンマークでは0-2歳までが月額975クローネ、3-6歳までが月額883.3クローネ、7歳以上では月額700クローネというように、年齢の上昇に伴って給付額が減少する。二つ目として、子どもの出生順位や数によって給付額が変わるタイプがある。ギリシャでは子どもの数が増えるにつれて、イギリス、アイルランド、ドイツ、スウェーデン、フィンランドでは出生順位が変わるために給付額が変動している。例えば、ドイツでは第一子と第二子には月額270マルク、第三子には300マルク、第四子以上には350マルクが支給される。日本の児童手当もこの方式を採用しており、第一子と第二子には月額5,000円、第三子以上には月額10,000円が給付される。しかし、現金給付の水準を比べると日本はかなり低く、第一子給付金の製造業の平均賃金に対する割合は約1.6%であり、同じ給付タイプを採用しているスウェーデン(4.3%)、イギリス(3.5%)、ドイツ(5.2%)の1/3前後にすぎない。三番目のタイプとして、一番目のタイプと二番目のタイプを組み合わせ、子どもの数・出生順位と年齢によって給付金額が変動するタイプがある。このタイプはベルギー、オランダ、オーストリア、ルクセンブルグ、フランスで見られる。例えば、ベルギーでは、子どもの年齢が6歳未満、6-11歳、12歳-17歳の3つの年齢区分で支給額が上昇すると伴に、子どもの数が一人→二人→三人と上昇するにつれても支給額も増加する。四番目のタイプとして、給付金額が子どもの年齢によても出生順位によても変動しな

表4 EUと日本の児童手当

オーストリア	ベルギー	フランス	ポルトガル
<p>&lt;支給額(月額)&gt; 10歳未満 第一子：1,450シリング 第二子：1,625シリング 第三子以上：1,800シリング 10歳以上19歳未満 第一子：1,700シリング 第二子：1,875シリング 第三子以上：2,050シリング 19歳以上 第一子：2,000シリング 第二子：2,175シリング 第三子以上：2,350シリング</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満、教育機関に在学中の場合は26歳未満。</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子 6歳未満：2,879フラン 6-11歳：3,372フラン 12歳-17歳：3,870フラン 第二子 6歳未満：5,314フラン 6-11歳：6,312フラン 12歳-17歳：6,838フラン 第三子以上 6歳未満：7,933フラン 6-11歳：8,931フラン 12歳-17歳：9,457フラン</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満、教育機関に在学中の場合は25歳未満。</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども二人：699.49フラン 子ども三人：1,594.99フラン 子どもが一人増えるごとに91フランを加算。11歳以上の子どもには197.01フランが加算。16歳以上の子どもには349.25フランが加算</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 20歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 支給額は子どもの年齢、子どもの数、世帯の所得により変動する。</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 16歳未満、教育機関に在学中の場合は25歳未満</p>
ギリシャ	オランダ	ドイツ	フィンランド
<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども一人：2,000ドラクマ 子ども二人：6,000ドラクマ 子ども三人：13,500ドラクマ 子ども四人：16,400ドラクマ 子どもが一人増えるごとに2,750ドラクマを加算</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満、教育機関に在学中の場合は22歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 5歳まで：122.5ギルダー 6-11歳まで：67.5ギルダー 12歳以上 子ども一人：175.0ギルダー 子ども二人：395.5ギルダー 子ども三人：410.5ギルダー</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 16歳未満、教育機関に在学中の場合は18歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子：270マルク 第二子：270マルク 第三子：300マルク 第四子以上：350マルク</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満、職業訓練、高等教育機関に在学中の場合は27歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子：535マルッカ 第二子：657マルッカ 第三子：779マルッカ 第四子：901マルッカ 第五子以上：1,023マルッカ</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 17歳未満</p>
アイルランド	ノルウェー	デンマーク	イタリア
<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子・第二子：67.5ポンド 第三子以上：86.0ポンド</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 16歳未満、教育機関に在学中の場合は19歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども一人：972クローネ 子どもが1歳から3歳の間は657クローネを加算</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 3歳未満：975クローネ 3-6歳：883.3クローネ 7歳以上：700クローネ</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 支給額は子どもの数に比例し、世帯の所得に反比例して変動</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満</p>
ルクセンブルグ	スウェーデン	イギリス	日本
<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども一人：6,674フラン 子ども二人：16,091フラン 子ども三人：29,309フラン 子どもが6歳以上の場合は590フラン、12歳以上は1,772フランを加算</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満、教育機関に在学中の場合は27歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども一人：950クローネ 第三子には254クローネ、第四子には760クローネ、第五子以上には950クローネが加算される</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 16歳未満、教育機関に在学中の場合は20歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子：66.17ポンド 第二子以降：44.85ポンド</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 16歳未満、教育機関にフルタイムで就学している場合は19歳未満</p>	<p>&lt;支給額(月額)&gt; 第一子・第二子：5000円 第三子以上：10000円</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 6歳まで</p>
スペイン			
<p>&lt;支給額(月額)&gt; 子ども一人：4,035ペセタ</p> <p>&lt;支給年齢&gt; 18歳未満</p>			

(資料)

OECD (2001) Taxing Wages 1999-2000.

European Commission (2002) MISSOC 2002.

Social Security Administration (2002) Social Security Programs Throughout the World.

健康保険組合連合会 (2002)『社会保障年鑑2002年度版』。

い固定額支給のタイプがあり、スペインでは子ども一人あたり月額4,035ペセタが定額給付されている。そして、五番目として、ポルトガルやイタリアで見られるように世帯の収入によって給付額が変動するタイプがある。

また、児童手当はユニバーサルな給付を行う国が多いが、給付に所得制限を付けている国もある。スペインでは、年収が1,28,655ペセタを超える世帯は給付の対象から除外され、オーストリアやドイツでは子どもの所得が一定額を超える場合には給付の対象とならない。日本も所得制限を設けており、通常の給付で415万円以上、特例給付で574万円以上の所得がある家族は児童手当の給付対象とならない。

## 2. モデル家族による分析

各国の実施している子育てに対する経済的支援は児童手当のみではなく、子どものいる世帯に対する課税控除や税額控除によっても行われている。さらに、住宅や保育に対する手当や公共交通料金の減額といった支援を行っている国もある (Dumon 1992)。例えば、フランスでは三歳未満の子どものいる家族に支給される乳幼児手当、住宅経費を援助する住宅手当、子どもが三人以上いる家族に給付される養育親手当など、重層的で多岐にわたる経済的支援を実施している (キャロー 1996)。従って、各国の支援水準を比較するには、児童手当だけでなく多様な手段によって行われる経済的支援をトータルに把握する必要がある。この点を考慮して、ここではモデル家族を用いて国際比較を行う。

この分析手法は、配偶関係、所得水準、子ど�数などによって幾つかの典型的な家族タイプ (=Model Family) を設定し、その家族が受け取る家族手当、住宅手当、扶養者控除、所得控除といった様々なベネフィットを算出する。これにより家族に対する経済的支援を包括的に吟味することが可能になる。さらに、この手法では給付されるベネフィットの水準や特徴を家族タイプごとに比較することで、各国の支援パターンが配偶形態、親の就業形態、所得水準、あるいは子どもの数によって、どの様に違っているのかを吟味することもできる (ブラッドショー 1995)。本分析では2001年のモデル家族の国際比較データを用い<sup>6)</sup>、(1)「夫のみが就業し平均収入」を得る世帯、(2)「夫が平均収入+妻が平均収入の1/2」を得る世帯、(3)「夫が平均収入+妻が平均収入」得る世帯の三つのケースを吟味する。

グラフ1は子どものいない夫婦と子ども（2歳11ヶ月）が一人いる夫婦の所得低下率<sup>7)</sup>を示している。まず最初に「夫のみが就業し平均収入」のケースを見てみると、所得低下率のヨーロッパ諸国の平均は無子の夫婦では22.8%であるのに対し、子どものいる夫婦では17.7%になる。子どものいる夫婦の所得低下率の下位にはスウェーデン、アイルランド、

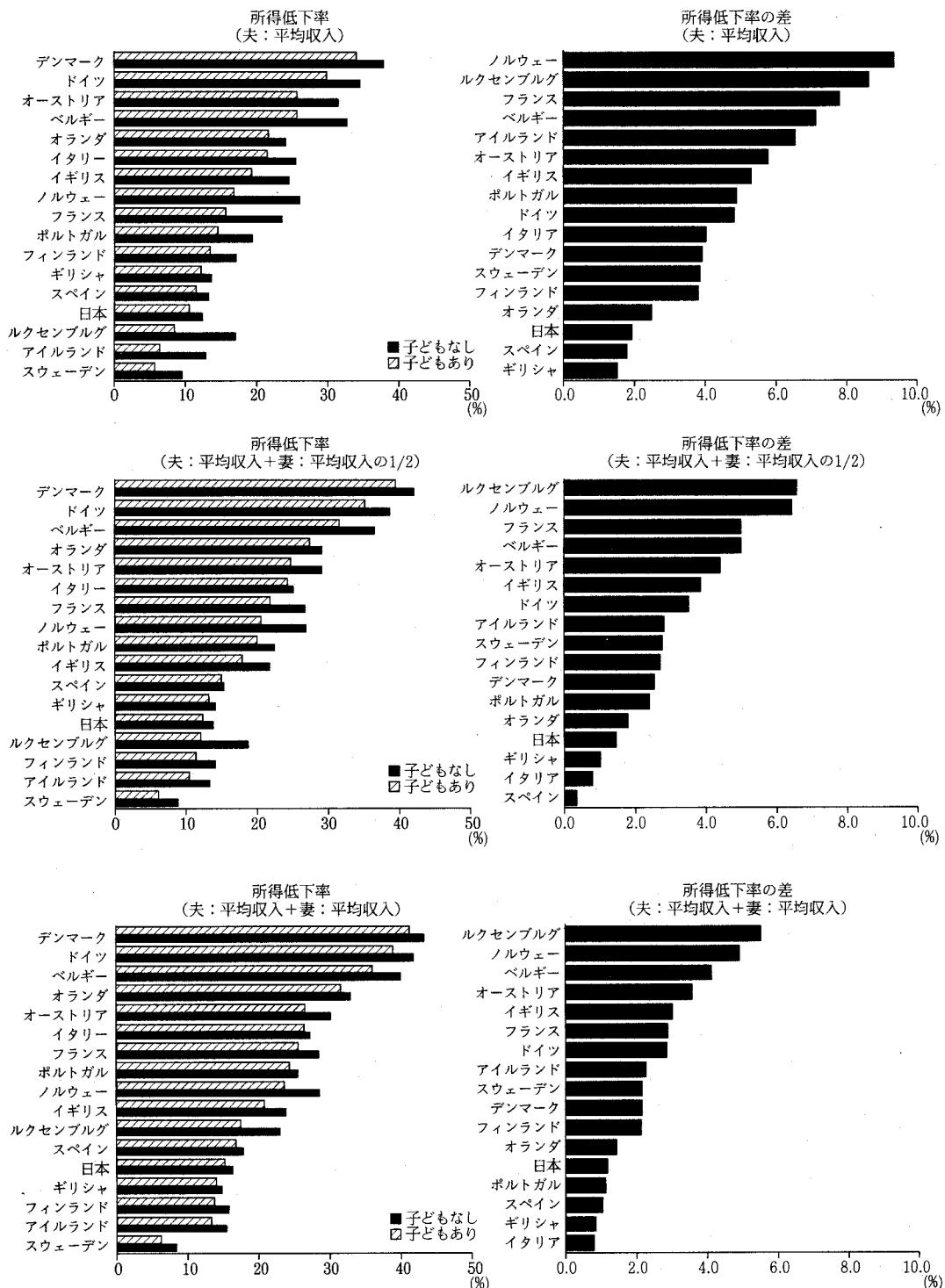
6) モデル家族の分析に関して、Jonathan Bradshaw (ヨーク大学)、所道彦 (大阪市立大学) の両氏からデータの提供と有益な示唆をいただいたことに感謝します。本稿の分析で使用したデータについての詳細は Bradshaw and Finch (2002) を参照。

7) 所得低下率 =  $[(\text{粗所得} - \text{純所得}) \div \text{粗所得}] \times 100$

粗所得：社会保険料、所得税を差し引く前の収入

純所得：粗所得から社会保険料、所得税を差し引き、子ども、家族に対する諸ベネフィットを加えた後の収入

グラフ1 家族に対する経済的支援



ルクセンブルグが位置し、反対に、デンマーク、ドイツ、オーストリアは上位に位置し所得の低下が大きい。日本の子どものいる夫婦の所得低下率は10.6%であり、ヨーロッパ諸国と比べるとかなり低くなっている。次に、この家族タイプの所得低下率の差（=子どものいない夫婦の低下率－子どものいる夫婦の低下率）を見てみると、最も大きいのがノルウェー、次いでルクセンブルグ、フランスの順になっており、これらの国では子どもを持つ夫婦に対する経済的支援の水準が相対的に高くなっている。反対に、差が最も小さいのがギリシャであり、次いでスペインの値が小さく、これらの国では子どものいる家族に対する支援水準が相対的に低くなっている。日本はこれらの国に次いで低下率の差が小さく、子どものいる家族に対する支援はかなり低く、地中海諸国に近い水準になっている。

二番目の「夫が平均収入+妻が平均収入の1/2」のケースでは、所得低下率のヨーロッパ諸国の平均は子どものいる夫婦で20.7%，無子の夫婦では24.0%であり、両者の差が「夫のみが就業し平均収入」の場合より若干減少している。グラフの上位にある国と下位にある国の顔ぶれは、「夫のみが就業し平均収入」のケースと余り異なっておらず、スウェーデンやアイルランドが下位に位置し、デンマークやドイツが上位に位置している。所得低下率の差を見てみると、この家族タイプではイタリア、ポルトガルの順位が下がっており、支援の水準が夫のみが稼得者の場合と比べて妻に1/2の所得がある場合では低下している。従って、これらの国では夫のみが稼得者である male single bread-winner の家族タイプに好意的な政策ポジションを取っていると言える。日本の所得低下率の差は1.5%でギリシャとオランダの中間に位置し、夫のみが稼得者である場合と同様に子どもを持つ夫婦に対する支援の水準はかなり低い。

三番目の「夫が平均収入+妻が平均収入」のケースでは所得低下率の平均が無子の夫婦では26.1%，子どもがいる夫婦では23.6%であり、両者の差が僅か2.5ポイントしか無い。各国の位置関係は「夫が平均所得+妻が平均所得の1/2」のケースとあまり変化しておらず、スウェーデン、アイルランドが下位にありデンマーク、ドイツが上位に位置している。さらに、所得低下率の差も「夫が平均収入+妻が平均収入の1/2」のケースとほとんど変わらず、ギリシャ、スペイン、イタリアなどの地中海諸国の差が小さく、ルクセンブルグ、ノルウェーでは差が大きくなっている。日本は地中海諸国と同様に所得減少率の差が小さく、「夫が平均収入+妻が平均収入」の家族タイプでも子どものいる夫婦に対する経済的支援の水準がかなり低くなっている。所得低下率の差の変動係数は第一番目の家族タイプでは48.3、第二番目の家族タイプでは59.0、第三番目の家族タイプでは57.2であり、子どものいる家族に対する支援水準の国家間のばらつきは夫のみが稼得者である家族タイプで最も小さくなっている。

#### IV. 子育て支援策のクラスター分析

これまで見てきたようにEU諸国や日本では子育て支援を多様に展開しており、支援のパターンは国によってかなりバリエーションがある。従って、個々の支援策のみに注目し

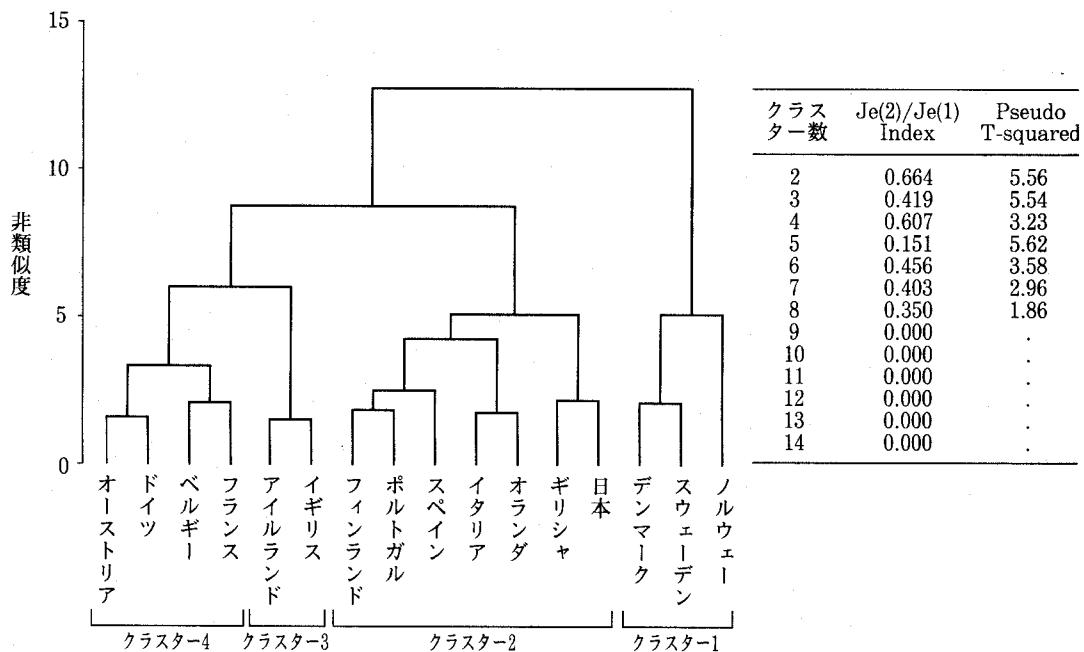
ていては、各国の子育て支援のパターンを包括的に比較するのが困難である。そこで本節では、これまで検討した、(1)出産休暇期間、(2)出産休暇中の賃金補償率、(3)親休暇期間、(4)親休暇中の賃金補償率（休暇中の一ヶ月あたりの平均現金給付額を一ヶ月の製造業の平均賃金で割った値）、(5)育児サービスを利用している0-2歳児の割合、(6)育児サービスを利用している3-5歳児の割合、(7)所得低下率の差（夫のみが就業し平均収入の家族タイプ）、(8)所得低下率の差（夫：平均収入+妻：平均収入の1/2の家族タイプ）、(9)所得低下率の差（夫：平均収入+妻：平均収入の家族タイプ）の9つ変数をz-scoreに変換し、ワード法によるラスター分析を行った<sup>8)</sup>。

最初に、Duda and Hart (1973) の Je(2)/Je(1) index と Pseudo T-squared を図1で見ると、Je(2)/Je(1) index の値はクラスター数が2と4で大きく、合致度（Goodness of match）が高くなっている。しかし、Pseudo T-squared はクラスター数が4の場合と比べてクラスター数が2の場合では値がかなり大きく、合致度が低くなっている。従って、このクラスタリングにおける最適クラスター数は四つと考えられる。

この結果に基づいて各クラスターの構成国と特徴を見ると、まず、クラスター1はデンマーク、スウェーデン、ノルウェーから構成されている（Scandinavian型）。これらの国では出産休暇と親休暇が一体化した制度を採用し、休暇期間中の賃金補償率も高くなっている。また、育児施設を利用している子どもの割合も0-2歳と3-5歳の両方の年齢層で高い。従って、クラスター1は積極的に子育てと就業の両立支援を展開している国のクラスターと見なすことができる。クラスター2は、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、スペインといった南欧諸国にオランダ、日本、フィンランドを加えた構成になっている（Southern Europe型）。これらの国では育児サービスを利用している0-2歳の子どもの割合が低い。また、このクラスターでは親休暇の期間には差があるが、休暇中の低い賃金補償率を共通の特徴とし、現金給付が全く無い国も多い。従って、小さな子どものケアと親の就業の両立に対する支援は相対的に低い水準にある。さらに、所得低下率の差もわずかで、子どもを持つ親に対する経済的支援の水準も低い。こうした特長をふまえるならば、クラスター2は全体として子育て支援に消極的な国のクラスターと言えよう。第三番目のクラスターは、イギリスとアイルランドをメンバーにしている（Anglo-Irish型）。これらの国は親休暇の期間が短く、出産休暇や親休暇中の賃金補償も低く、休暇制度による両立支援の水準は極めて低いと言える。また、所得低下率の差は、経済的支援の水準は全体の中ではほぼ中位にある。しかし、育児サービスを利用している子どもの割合は、3-5歳児では高くないが0-2歳児ではかなり高い水準にある。従って、クラスター3の国では子育て支援のレベルが全体としては高くないが、どちらかと言うと休暇制度よりも低年齢層の育児サービスにウエイトを置く傾向がある。クラスター4はオーストリア、ドイツ、ベルギー、フランスから構成されている（Franco-German型）。このクラスターでは親休暇中の賃金補償の水準はあまり高くはないが、休暇期間はかなり長い。また、子どもを

8) 親休暇にはベルギーのタイム・クレジット制度、ポルトガルとフィンランドのチャイルド・ケア休暇を含めている。

図1 子育て支援策によるデンドグラム



持つ親に対する経済的支援も高い水準にある。他方、育児サービス利用者率については3-5歳児の割合が高いわりには0-2歳児の割合が相対的に低く、両年齢層の育児サービスの充実度のギャップが大きくなっている。従って、このクラスターの国では、低年齢層の子どもの家族による子育てを支援し、家族の子育て機能の維持、促進にウエイトを置く傾向があると言えよう。

本稿の分析結果によると、子育て支援策によるタイプロジーは Esping-Andersen (1990) による福祉国家の分類パターンとはかなり異なっている。すなわち、Esping-Andersen (1990) は社会政策に見られる労働力の「非商品化-商品化」と社会階層の分化の違いによって、先進諸国の福祉システムを、(1)Liberal (2)Social Democratic (3) Conservative (Corporatist) の3つのレジームに分類している。既に、この Esping-Andersen の類型化に対しては、異なったタイプロジーが様々に指摘されている (Esping-Andersen 1999; Ferrera 1996; Gauthier 1996; Gornick, Meyers and Ross 1998; Gustafsson and Stafforg 1994; Kilkey 2000; Sainsbury 1994 1999; Siaroff 1994)。例えば、Lewis (1992) は女性労働力の非商品化 (De-commodification) に対する政策の違いから分類を行い、福祉国家を、(1)Strong male-breadwinner (2)Modified male-breadwinner (3)Weak male-breadwinner に分け、Esping-Andersen とは異なる分類を提示している。また、Leibfried (1992) はスペイン、ポルトガル、ギリシャ、イタリアの南欧諸国をカトリック教会の強い影響の下にある Rudimentary welfare state として特徴づけ、これを独自の Latin Rim 型レジームとして加えた四つのタイプによる国家分

類を提示している。

図1のデンドグラムにおいても、各国の布置は Esping-Andersen のタイポロジーとは、異っている。まず第一に、Esping-Andersen の分類ではノルディック諸国は Social Democratic レジームとして一括されているが、子育て支援策から見ると違いがあり一つのクラスターにはなっていない。すなわち、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーは類似度が高く同一のクラスターに含まれるが、フィンランドはこれら3カ国とはかなり異質であり別のクラスターに分類されている。第二に、Conservative レジームに分類されている国は、子育て支援政策から見るとオーストリア、ドイツ、フランス、ベルギーのクラスターとポルトガル、スペイン、イタリア、ギリシャの南ヨーロッパを中心に構成されるクラスターとに二分される。それゆえ、子育て支援策による分類は Esping-Andersen の三類型よりも Leibfried の四類型に近いと言える。第三に、Esping-Andersen (1997) は日本を Corporatist と Liberalism のハイブリッド型と見なしている。しかし、本稿の分析結果では日本は南欧諸国を中心とするクラスターに属し、ギリシャとの類似度が高い。さらに、図1のデンドグラムを見る限り、日本は他のメンバーから著しく孤立したクラスターを形成してはいない。従って、この意味において日本の子育て支援策は独自な「日本型」というよりも、むしろ、家族によるケアを中心とし、低い水準の公的支援を特徴とするを南ヨーロッパ諸国の政策パターン (Flaquer 2000) に似ていると言える。

## V. おわりに

近年、EU諸国や日本では少子化への対応として子育て支援政策が様々に展開されている。こうした政策は親休暇や保育サービスの充実といった「子育てと仕事」の両立支援策と児童手当などの子どものいる家族に対する経済的支援策の二つに分けることができる。本稿では両立支援政策と経済的支援政策について EU諸国と日本の比較を行った。

本稿の分析から明らかになった点は次のようにまとめられる。第一に、出産休暇はアイルランドやイタリアで休暇期間が長く、反対に、ドイツ、ベルギーで短くなっている。日本の出産休暇期間はドイツと同じ14週で最も短い。出産休暇中の賃金補償については半数以上の国で休暇中も就業中と同一の賃金が給付されている。他方、イギリス、アイルランドでは休暇中の賃金補償率が最も低く50%以下である。これらの国に次いで賃金補償率が低いのが日本であり、賃金の60%しか補償されない。全体として見ると、日本の出産休暇の水準は EU諸国と比べて低い水準にあると言える。

第二に、親休暇については、フランス、ドイツ、スペインで最も長い休暇が認められており、反対に最も短いのがオランダ、イギリス、アイルランドの順になっている。日本の育児休業は1年間であり、EU諸国の休暇期間のメジアンとほぼ等しい。EU諸国の親休暇中の現金給付は、(1)現金給付が全く無い、(2)定額の現金給付、(3)賃金の一定割合を給付、(4)定額支給と比率支給の混合の四つのタイプに分けられる。日本の育児休業中の現金給付は第三番目のタイプに該当する。

第三に育児サービスについては、ノルディック諸国で0-2歳児の利用率が高く、地中海諸国で利用率が低くなる傾向が見られた。他方、3-5歳児では、フランス、ベルギーで利用者割合が高く、ギリシャではこの年齢層の割合が最も低くなっている。日本の利用者割合は0-2歳の年齢層でも3-5歳の年齢層でも低く、育児サービスの充実度はかなり低い。

第四に経済的支援については、子どもが18歳になるまで児童手当を支給する国がEUでは圧倒的に多いのに対して、日本では6歳までしか支給されず給付期間が著しく短い。他方、給付金額については、子どもの数、年齢、出生順位によって金額を変動させている国がほとんどあり、日本も子どもの出生順位によって給付金額が異なっている。

第五に、モデル家族による分析によれば、ノルウェー、ルクセンブルグ、フランス、ベルギーで子どものいる家族に対する経済的支援の水準が高く、反対にギリシャ、スペインなどの地中海諸国で支援水準が低くなっている。日本は地中海諸国と同様に、無子の場合と子どもを持った場合の所得低下率の差が小さく、子どものいる家族に対する経済的支援の水準は低い。

第六に、子育て支援策によるクラスター分析では、各国は大きく四つのクラスターに分けられ、Esping-Andersenのタイプロジーとは異なっていた。すなわち、Social Democratic レジームに一括されているノルディック諸国も子育て支援政策から見るとグループ内部でバリエーションがある。また、Conservative レジームの国は子育て支援策に関しては、南欧諸国とフランスやドイツなどの間でかなりの違いが存在していた。さらに、日本はギリシャとの類似度が高く、日本の支援パターンは日本型というよりも南ヨーロッパ型と言える。

本稿で見たようにEU諸国や日本では子育て支援を様々に展開している。しかし、注意しなければならない点は、こうした政府の政策がどの程度、出生促進効果を持っているかはっきりしていないことである(Lutz 1999)。本稿の分析を見てもベルギーとフランスは同一クラスターに属し政策的には類似度が高いが、2000年の(期間)合計出生率は前者が1.66であるのに対して後者は1.89であり、かなりの差がある(Council of Europe 2002)。他方、オランダ(1.72)とデンマーク(1.77)は政策的には異質性が大きいが、両者の合計出生率は近い値になっている。こうした点をふまえるならば、積極的な支援策の実施が直ちに高い出生率につながるとは一概には言えない。従って、子育て支援策の出生行動への影響については一層の研究が必要であろう<sup>9)</sup>。

---

9) 先進諸国の出生・家族政策と出生パターンの関連については福田(2001)を参照。

## 文献

- Alber, J. & Standing, G. (2000) "Social Dumping, Catch-Up, or Convergence? Europe in a Comparative Global Context" *Journal of European Social Policy*, Vol.10, pp.99-119.
- 青木 保 (1990)『「日本文化論」の変容』東京：中央公論社。
- ジョナサン・ブラッドショー (1995)「児童支援政策の国際比較」社会政策叢書編集委員会（編）『今日の生活と社会保障改革』、京都：啓文社、pp.147-183。
- Bradshaw, J. & Finch, N. (2002) *A Comparison of Child Benefit Packages in 22 Countries*, Leeds: Corporate Document Services.
- ジェラール・キャロー (1996)「フランスにおける出生率の動向と家族政策」阿藤誠（編）『先進諸国的人口問題』、東京：東京大学出版会、pp.195-219。
- Council of Europe. (2002) *Recent Demographic Developments in Europe*, Strasbourg: Council of Europe Publishing.
- Deven, F. & Moss, P. (2002) "Leave Arrangements for Parents: Overview and Future Outlook" *Community, Work & Family*, Vol.5, pp.237-255.
- Duda, R. O. & Hart, P. E. (1973) *Pattern Classification and Scene Analysis*, New York: John Wiley & Sons.
- Dumon, W. (1992) *National Family Policies in EC-Countries in 1991*, Brussels: The Commission of the European Communities.
- Esping-Andersen, G. (ed.) (1996) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, London: SAGE.
- Esping-Andersen, G. (1997) "Hybrid or Unique?: The Japanese Welfare State Between Europe and America" *Journal of European Social Policy*, Vol.7, pp.179-189.
- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press.
- European Commission. (2002) *MISSOC 2002*, Luxemburg: Office for Official Publication of the European Communities.
- Flaquer, L. (2000) *Family Policy and Welfare State in Southern Europe*, Barcelona: Institut de Ciencies Politiques i Socials.
- Ferrera, M. (1996) "The 'Southern Model' of Welfare in Social Europe" *Journal of European Social Policy*, Vol.6, pp.17-37
- 福田亘孝 (2001)「先進諸国における出生・家族政策と出生力」『武蔵野女子大学現代社会学部紀要』、第2巻、pp.109-120。
- Gauthier, A. H. (2002) "Family Policies in Industrial Countries" *Population (English Edition)*, Vol.57, pp.447-474.
- Gauthier, A. H. (1996) *The State and the Family*, Oxford: Clarendon Press.
- Goodman, R. (2002) "Anthropology, Policy and the Study of Japan" in R. Goodman (ed.) *Family and Social Policy in Japan*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-28.
- Goodman, R. & Peng, I. (1996) "The East Asian Welfare States" in G. Espin-Andersen (ed.) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, London: Sage, pp.192-224.
- Gornick, J. C., Meyers, M. K. & Ross, K. E. (1998) "Public Policies and the Employment of Mothers: A Cross-National Study" *Social Science Quarterly*, Vol.79, pp.35-54.
- Greve, B. (1996) "Indications of Social Policy Convergence in Europe" *Social Policy and Administration*, Vol.304, pp.348-367.
- Gustafsson, S. & Stafforg, F. (1994) "Three Regimes of Childcare: The United States, the Netherlands, and Sweden" in R. M. Blank (ed.) *Social Protection versus Economic Flexibility: Is There a Trade-off?*, Chicago: University of Chicago Press, pp.333-361.
- Hantrais, L. (1996) *Social Policy in the European Union (2nd edition)*, London: Macmillan.
- Hantrais, L. (1997) "Exploring Relationships between Social Policy and Changing Family Forms within the

- European Union" *European Journal of Population*, Vol.13, pp.339-379.
- Hantrais, L. (1999) "Comparing Family Policies in Europe" in J. Clasen (ed.) *Comparative Social Policy: Concepts, Theories and Methods*, Oxford: Blackwell Publishers, pp.95-113.
- Hantrais, L. & Letablier, M. T. (1996) *Families and Family Policies in Europe*, London: Longman.
- Hecht, J. & Leridon, H. (1993) "Fertility Policies: A Limited Influence?" in D. Noin & R. Woods (eds.) *The Changing Population of Europe*, Oxford: Blackwell, pp.62-75.
- Held, D., McGrew, A., Goldblatt, D. & Perraton, J. (1999) *The Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Cambridge: Polity Press.
- Hill, M. (1996) *Social Policy*, London: Prentice Hall.
- ILO. (1997) "Perspective" *International Labour Review*, Vol.136, pp.109-128.
- Jones, C. (1993) 'The Pacific Challenge: Confucian Welfare States', in C. Jones (ed.) *New Perspectives on the Welfare State in Europe*, London: Routledge, pp.198-217.
- 健康保険組合連合会（編）（2002）『社会保障年鑑2002年度版』東京：東洋経済新報社。
- Kilkey, M. (2000) *Lone Mothers Between Paid Work and Care*, Hants: Ashgate Publishing Ltd.
- Leibfried, S. (1992) "Towards a European Welfare State?: On Integrating Poverty Regimes into the European Community" in Z. Ferge & J. E. Kolberg (eds.) *Social Policy in a Changing Europe*, Frankfurt am Main: Campus Verlag, pp.245-279.
- Lewis, J. (1992) "Gender and the Development of Welfare Regimes" *Journal of European Social Policy*, Vol.2, pp.159-173.
- Lutz, W. (1999) "Will Europe be Short of Children?" *Family Observer*, Vol.1, pp.8-16.
- Moss, P. & Deven, F.(eds.) (1999) *Parental Leave: Progress or Pitfall?*, Brussel: NIDI/CBGS Publications.
- OECD. (2001) *Employment Outlook*, Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD. (2001) *Starting Strong: Early Childhood Education and Care*, Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD. (2001) *Taxing Wages 1999-2000*, Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development.
- Rostgaard, T. (2002) "Setting Time Aside for the Father: Father's Leave in the Scandinavia", *Community, Work & Family*, Vol.5, pp.343-364.
- 労働省（1999a）『改正男女雇用機会均等法のあらまし』東京：労働省。
- 労働省（1999b）『平成11年度女性雇用管理基本調査』東京：労働省。
- 労働省（2000）『育児・介護休業法のあらまし』東京：労働省。
- Sainsbury, D. (1994) "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States" in D. Sainsbury (ed.) *Gendering Welfare States*, London: SAGE, pp.150-169.
- Sainsbury, D. (ed.) (1999) *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford: Oxford University Press.
- Siaroff, A. (1994) "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology" in D. Sainsbury (ed.) *Gendering Welfare States*, London: SAGE, pp.82-100.
- Social Security Administration. (2002) *Social Security Programs Throughout the World*, Washington DC: Social Security Administration.
- Väistönen, I. (1992) "Conflict and Consensus in Social Policy Development: A Comparative Study of Social Insurance in 18 OECD Countries 1930-1985" *European Journal of Political Research*, Vol.22, pp.307-327.
- Wennemo, I. (1994) *Sharing the Costs of Children*, Stockholm: Swedish Institute for Social Research.
- ハロルド・L・ウィレンスキー（1984）『福祉国家と平等』東京：木鐸社。
- 横山和彦（1978）『社会保障論』東京：有斐閣。

## Governmental Support for Families with Children: Japan and Europe

Nobutaka FUKUDA

This paper compares governmental policies supporting families with children. Faced with a fall in fertility and a rise in women's labour force participation, Japan and the EU countries have been developing family policies which are aimed at allowing parents to combine employment and child-rearing with greater ease. However, little attention has been paid to how the patterns of these policies differ between Japan and the EU countries.

In order to compare and contrast the policies of Japan and the EU countries, we first focused on four fields of governmental support for parents: (1) maternity leave; (2) parental leave; (3) childcare services; and (4) monetary benefits. Subsequently, we made a classification of these countries, by carrying out cluster analysis for data on governmental policies.

The investigation into the four fields of governmental support yields the following results. First the period of maternity leave was exceptionally short in Japan, with the same length as that in Germany. This, coupled with poor wage compensation during the leave, suggests that the level of maternity support is lower in Japan, compared with the EU countries. Second, Japanese parents were allowed to take one-year parental leave with a 40 per cent to 80 per cent level of wage compensation, indicating that a level of parental leave in Japan is at least as generous as that found in the EU. Third, Japan showed a low proportion of children looked after in childcare facilities for the 0-2 and 3-5 year age groups. Overall, the levels of childcare provisions are as low in Japan as in Mediterranean countries. Fourth, financial support for families in Japan compares unfavourably with that in the EU. In the majority of EU countries, child benefits are provided to parents until their children reach the age of 18, whereas Japanese parents receive benefits only until their children reach the age of 6. Furthermore, the amount of child benefits given to parents is small in Japan. Fifth, the results of model family analysis revealed that tax reductions and monetary allowances for Japanese parents lessened their financial burdens to a negligible degree.

Added to these findings, the results of our cluster analysis indicate that, according to patterns of governmental policies supporting families with children, Japan and the EU countries may be classified into four groups. The first group (Scandinavian cluster) was comprised of Denmark, Norway and Finland, with strong governmental support for reconciling parental employment and child-rearing. The second group (Southern European cluster) was mainly comprised of Mediterranean countries such as Italy and Spain. They were characterized as nations with low governmental support for families with children. The UK and Ireland formed the third group (Anglo-Irish cluster) and tended to have a relatively high supply of childcare services for infant children and least generous provisions of parental leave. The fourth group (Franco-German cluster) was made up of Austria, Belgium, France, and Germany. The main feature of these countries' policies was that their governments gave stronger support to child-caring by families than by external care facilities. Japan was included in the second cluster and had a similarity with Greece. As far as our results show, Japanese governmental policies supporting families with children are akin to those seen in Southern European countries.